

## 資料2-6 旧大隈重信別邸・旧古河別邸及び陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸 設備計画方針

設備整備にあたっては、文化財建造物の価値を減じないよう保存活用計画の「部分」、「部位」の基準に則した計画、配置、設置を行うことを原則とする。

活用上、新設が必要となる設備配線、器具等の設置については、原則、既存使用されていた貫通穴や設置箇所を利用するが、新たに穿孔、設置が必要な場合は、意匠、部材の価値を考慮し、且つ、左官壁等の可逆性のある部位等へ設置するよう配慮する。

### 電 気 設 備 計 画 方 針

#### ①分電盤、配線等

現在は、古河電工所有管理時の昭和35年に行われた電気設備改修工事において設置されたものを修理して使用している。断線など防災上の安全性の課題があることから、分電盤及び配線は全て刷新する。旧分電盤、配線・碍子等は再利用しないが、展示物として原則、現状維持、残置する。

#### ②電灯・コンセント設備

設 備	現状・改修	旧大隈重信別邸・旧古河別邸	陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸
照明器具	現 状	・ほとんどが戦後の器具	・ほとんどが古河邸時代の器具
	整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、意匠上重要なシェード、シーリングなどを残し、LED器具へ改造して再利用する</li> <li>・近年の器具（蛍光灯など）は、用途・意匠・機能に配慮して取替え</li> </ul>	
スイッチ・コンセント	現 状	・ほとんどが新しい器具	・比較的古い器具が残る
	整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存器具は再用せず、展示物として残置する。</li> <li>・明らかに新しいものは、活用上必要な場合はその箇所に新たな器具を設置する</li> <li>・文化財への改変を最小限にするため、スイッチは原則集中管理システムとして詰所へ集約する</li> <li>・活用上、新たに設置が必要となるスイッチ・コンセントは、押入内などの見えない範囲に設置する。見える箇所に設置が必要な場合は、意匠上配慮する</li> </ul>	

#### ③弱電設備（呼び鈴、インターホン、電話等）

設 備	現状・改修	旧大隈重信別邸・旧古河別邸	陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸
インターホン等	現 状	・比較的古いと思われる呼び鈴が残るが現状は機能していない	
	整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の呼び鈴は、展示物として現状維持、残置する</li> <li>・バリアフリー等の施設利用上必要となる新設インターホン設備を車椅子利用者出入口と詰所に新設する</li> </ul>	
電話・インターネット	現 状	・古い電話設備はなく、近年のものが設置されている	
	整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築案内棟、各邸詰所までの建物内への引き込み、邸内の空配管を新設し、引き込みは別途とする。</li> </ul>	
非常呼出	現 状	・現状なし	
	整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・邸宅内のトイレ、新築便所棟に呼出等機器を新設する</li> </ul>	

### 機 械 設 備 計 画 方 針

#### ①給排水・給湯設備

給水設備の改修記録はなく、平成11、18年に外構排水設備工事を行っているが、建物内、取り出し等の改修は不明である。平成9年にはガス給湯設備、浴室用の電気式給湯設備を更新している。近年の改修、更新から20年以上は経過していると判断される。更新時期を過ぎていることから刷新を行い、給湯設備については浴室、手洗い等、活用上必要な箇所へ電気式給湯機を新設する。

#### ②衛生・厨房等設備

設 備	現状・改修	旧大隈重信別邸・旧古河別邸	陸奥宗光別邸跡・旧古河別邸
便器・手洗器・カラン等	現 状	・戦後、古河電工時代の器具	・戦前の古河邸時代のものが多く残る（西端の改修された便所（2、3）には近年の新しい器具も設置される）
	整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の改修器具は撤去、新設する</li> <li>・古い器具は解体保管し、新たな器具を新設する（詳細は実施設計にて検討）</li> <li>・古いカランは再用せず、展示物として原則、現状維持、残置し、活用上必要となるカランを新設する</li> </ul>	
浴槽・カラン等	現 状	・古河電工時代のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽は改修されたもの（年代不明）</li> <li>・カラン等は近年の器具</li> <li>・比較的古いと思われるシャワーが残る</li> </ul>
	整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の改修器具は撤去、新設する。</li> <li>・古いカラン、シャワー等は再用せず、展示物として原則、現状維持、残置し、活用上必要となるカラン等を新設する。</li> </ul>	
厨房機器	現 状	・近年改修されたもの（※ガスコンロ）	・古いものが残る（※ガスコンロ）
	整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厨房台、吊戸棚等は現状維持、残置し、シンクは再利用する（カラン等は更新）</li> <li>・IHコンロを新設する</li> </ul>	

#### ③空調換気設備

既存の空調設備（平成11年設置）及び換気設備（設置時期不明、近年のもの）は撤去し、各室の活用用途に合わせた必要設備機器を新設する。

公開範囲の空調機は、押入れ等の見え隠れ部に床置型などを設置し、管理スペースのものは壁掛け式とするなど、意匠、可逆性に配慮する。

換気設備は便所、浴室等は、左官壁範囲への壁式換気扇設置や唐笠天井などの既存天井換気部分を利用した換気扇の設置など、意匠、可逆性に配慮する。